

日本振興銀行役員責任追及訴訟について

2011年8月23日
株式会社整理回収機構

第1 検討の概要

整理回収機構は、2011年4月25日に日本振興銀行株式会社の損害賠償債権の譲渡を受け、役員の実務について検討を行ってきた。現在までの検討の結果、損害賠償請求事件1件及びこれに付随する詐害行為取消請求事件について提訴すべきとの結論に達したので、本日、提訴を行った。以下に案件の概要を説明する。

第2 提訴案件の概要－損害賠償請求訴訟

1 概要

本件は、2010年9月に破綻した日本振興銀行の旧取締役の責任を問う訴訟である。日本振興銀行は、2007年12月から2009年1月までの1年余の間に、貸金業者である株式会社SFCG（以下「SFCG」という。）から同社の連帯保証付きで貸付債権の額面買取りを17回にわたって行った。これらの債権買取りは、SFCGから高利で借り入れざるを得ない債務者に対する債権を買い取るものであるから、不履行となるリスクが高く、額面どおりの価値がないことは明らかである。したがって、形式的には債権買取りであるが、実質的にはSFCGに対する信用供与（債権譲渡担保による融資）であり、1回目の債権買取り（160億円）から銀行法13条に定める大口信用供与規制に違反する金額となっていた。特に、2008年10月以降は、債権買取りの回数及び金額が急増し、最終的な債権買取額は、17回で合計1705億円にも達した。これらの債権買取りが日本振興銀行の破綻の大きな原因となった。

本件訴訟では、このうち、買取債権の内容の悪化とSFCGに返済能力がないことが明らかとなった2008年10月以降の債権買取りを問題とし、①同年10月28日の取締役会における290億円の債権買取りの承認（10月29日に実行）と、②同年11月17日の取締役会における170億円の債権買取りの承認（11月21日に実行）について、決裁した被告らの責任（会社法423条1項）を問うものである。

2 請求の趣旨

(1) 被告

日本振興銀行の取締役として取締役会において上記2回の買取を決裁した下記7名

	現在の年齢
取締役 木村 剛（きむら たけし）	49歳

取締役	上村昌史（かみむら まさし）	55歳
取締役	山口博之（やまぐち ひろゆき）	50歳
取締役	関本信洋（せきもと のぶひろ）	39歳
社外取締役	小畠晴喜（こはた はるき）	57歳
社外取締役	平 将明（たいら まさあき）	44歳
社外取締役	森重 榮（もりしげ さかえ）	65歳

(2) 請求の趣旨

被告らに対し連帯して金50億円を請求。

3 違法行為

(1) 2008年10月28日の取締役会における290億円の債権買取りの承認（10月29日に実行。総額289億9945万9951円）

(2) 同年11月17日の取締役会における170億円の債権買取りの承認（11月21日に実行。総額169億9989万0092円）

4 責任

本件は、合計460億円もの商工ローン債権（貸出利率が利息制限法を超過する債権を10月買取では2割、11月買取では8割も含むもの）について、額面での債権買取りを承認した被告らの決裁責任を問うものである。

実質は債権譲渡担保による融資であるが、法形式は債権譲受となされ、事務手数料等を差し引いた代金額が送金されている。融資の形式を避けたのは、大口信用供与規制（銀行法13条）に正面から違反することを恐れたためである。

被告らの責任の骨子は、「日本振興銀行に、額面相当の価値のないことが明らかな債権を額面で大量に買させたことは、取締役としての任務を懈怠したものであり、会社法423条1項の責任を負う。」というものである。任務懈怠の内容は次の通りである。

(1) 大口信用供与規制に実質的に違反する信用供与

2008年10月当時の大口信用供与規制度額は、41億3825万円であったところ、

10月買取実行時のSFCGの保証債務残高（融資残高に相当）は、

647億4000万円

11月買取実行時のSFCGの保証債務残高は、670億4400万円

であり、この限度額を遙かに超えている。被告らは、上記各買取りがSFCGに対する信用供与の実質を有すること、買取額が大口信用供与規制度額を超えていることを認識し、又は極めて容易に認識しえたにもかかわらず、上記各買取りを承認し、もって任務を怠ったものである。

(2) 安全性の原則違反

被告らは、本件債権譲受の決裁にあたり、取締役会資料の記載から、①本件SFCGからの譲受債権が、銀行からの借り入れが不能な商工ローンの債務者に対する債権

であって、かつ貸出利率が利息制限法を超過する債権が多くを占めること、②それまでに買い受けた商工ローン債権に延滞等が発生し、10月買取時点では170億円、11月買取時点では125億円も買い戻しをさせる予定であること、③保証人とされているSFCGの資金繰りが悪化し、大幅な担保不足を生じていることを認識し、または、極めて容易に認識しえたにも関わらず、漫然と簿価による債権譲受を承認し、もって、任務を怠ったものである。

なお、被告らのうち、被告木村及び同関本は、単に取締役会で債権買取りを決裁しただけではなく、大口信用供与規制限度額を超える額であることを明確に意識しながら、SFCGからの債権買取りの方針を立てて主導した者である。

(3) 社外取締役の責任

被告小島、同平及び同森重は、社外取締役として、日本振興銀行と責任限定契約を締結しているが、上述したように、被告ら全員に悪意又は重大な過失があるから、責任限定契約の適用はない（会社法427条1項）。

5 損害

損害は、本件の買取りにより、日本振興銀行から流失した額であり、これは

10月融資の外部流失額 125億9794万3414円

11月融資の外部流失額 50億5996万2747円

合計 176億5790万6161円である。

回収された額は損害の填補となるが、これまでの現実の回収額は多目に見ても27億円を超えない。今後の多少の回収を考えても約149.6億円の損害が残る。

訴訟では、損害の内金として50億円を請求する。

第3 詐害行為取消請求

被告木村が、2010年5月から同年11月にかけて、近親者らとの間で、近親者の所有する日本振興銀行株式を買い取って1億6250万円を支払ったり、金銭の贈与をしたりした行為を詐害行為（責任財産を減少させ債権者を害する行為）として取り消し、それぞれの金額の支払いを求めるものである。

以上

日本振興銀行の旧役員に対する責任追及訴訟の提起について

平成 23 年 8 月 23 日
預金保険機構

1. 日本振興銀行の取締役であった木村剛ら7名を被告とする内金50億円の損害賠償請求事件等が、本日(8月23日)、整理回収機構により東京地方裁判所に提訴されました。当機構は、同銀行の金融整理管財人として、本年(平成23年)4月25日に実施した事業譲渡において、整理回収機構に対し、損害賠償請求債権等も譲渡したことから、当機構ではなく、整理回収機構が提訴したものです。
2. 当機構は、昨年(平成22年)9月、破綻した同銀行の金融整理管財人に選任されて以降、預金保険法83条(被管理金融機関の経営者等の破綻の責任を明確にするための措置)の規定に基づき、破綻までの経営陣の民事・刑事上の責任追及を適正・厳正に行うための調査を行ってきました。
3. 同銀行は、平成19年12月以降、株式会社SFCG(現在破産手続中)から合計17回にわたり総額1705億円に及ぶ大量の貸付債権を額面で買い取りました。これは、SFCGに対する実質的な信用供与であり、同銀行破綻の大きな原因の一つでした。調査の結果、この買取りのうち、平成20年10月及び同年11月の2回にわたる合計460億円の貸付債権の買取りについては、買取対象となる貸付債権自体の価値に大きな問題があったこと、連帯保証人であるSFCGの資金繰りが悪化し、その支払能力が極めて低くなっていたこと、それにもかかわらず大幅な担保不足が生じていたこと、これらの事実が旧役員にも明らかとなっていた中で、旧役員全員が取締役会において賛成して承認決議をし、その結果、買取りが実行され、その後、現に買取債権を回収できずに損害が生じていることなどが判明しました。当機構は、整理回収機構の代理人弁護士とも協議を重ね、この買取りの承認は旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であり、これによって生じた損害については、当時の取締役7名に対し、会社法423条1項に基づく賠償責任を問えると判断しました。
4. また、木村剛が、同銀行の役員を辞任した昨年5月以降、その近親者らに対し、強制執行の引当てになるはずの自己の責任財産を散逸させていたことも

判明しました。当機構は、この点についても整理回収機構の代理人弁護士と協議し、この行為は民法424条に定められた詐害行為に該当し、取消しの対象となるから、近親者らの手に渡った財産を木村剛のもとへ取り戻し、強制執行の引当てにできると判断しました。

5. 当機構としては、整理回収機構に対し、当該訴訟に関する指導・助言を行うほか、金融整理管財人として鋭意調査を継続し、その結果、責任追及すべき案件が認められた場合には、民事上の損害賠償請求事件の提訴や関係機関への刑事告訴・告発など民事・刑事上の責任追及を適正・厳正に実施していく方針です。

以上